



# 令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会会議録

## 議事日程

令和5年3月27日（月）午前9時30分

秦野市議会議場

### 第1 会期の決定

第2 議案第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

第3 議案第2号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて

### 第4 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第4 議事日程に同じ

---

### 出席議員（10人）

1番	野々山 静香	2番	中村 英仁
3番	福森 真司	4番	高橋 文雄
5番	風間 正子	6番	中山 真由美
7番	相馬 欣行	8番	大山 学
9番	小沼 富夫	10番	阿蘇 佳一

---

欠席議員（なし）

---

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環境産業部長	岩 淵 哲 朗
副 組 合 長	高 山 松 太 郎	伊 勢 原 市 経済環境部長	石 田 康 弘
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 環境産業部 環境資源対策長	吉 藤 直
(総務課) 総 務 課 長	飯 沼 真 弓	伊 勢 原 市 経済環境部 兼 参事 兼 環境美化センター所長	大 町 徹
庶 務 班 主 幹	進 藤 晋		
(施設課) 施 設 課 長	小 島 正 之		
1 施設化推進 担 当 課 長	吉 江 正 範		
専 任 技 幹	吉 野 広 幸		
(工場) 工 場 長	小 菅 賢 一		
不燃・粗大施設 再整備担当課長	関 原 孝 雄		
施設管理班主幹	今 井 裕 之		

議政局職員出席者

議 会 局 長	小 泉 康 男
議 事 政 策 課 長	吉 田 浩 成
課 長 代 理 (議 事 担 当)	小 泉 祐 介
議 事 担 当 主 査	岩 田 和 剛

午前 9時58分 開 会

○阿蘇佳一議長 これより令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○阿蘇佳一議長 会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において中村英仁議員、福森真司議員を指名いたします。

---

#### 日程第1 会期の決定

○阿蘇佳一議長 日程第1 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第2 議案第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

#### 日程第3 議案第2号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第2 「議案第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」及び日程第3 「議案第2号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて」の2件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会に提出した令和5年度予算案及び令和4年度補正予算案を審議いただくに当たり、組合運営について所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、昨年を振り返りますと、長引くコロナ禍に加え、ウクライナ情勢や急激な円安に伴う物価高騰により、生活面・経済面での厳しい状況が続いた一年でありました。

新型コロナウイルスについては、政府により、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけを本年5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「五類感染症」に移行することが決定されました。引き続き、適切な感染症対策を継続する必要がありますが、ようやくコロナ禍の出口が見えつつあり、落ち込んだ地域経済も回復へ向かうことが期待をされます。

このような社会情勢の変化を捉えつつ、本組合では、秦野・伊勢原両市民の良好な生活環境を維持するため、各施設の安定的な管理運営を行わなくてはなりません。

また、本組合の事業活動の主たる財源は、秦野市及び伊勢原市からの分担金となりますので、両市民の御負担を念頭に、より一層の緊張感を持った財政運営にも取り組んでいく必要があります。

こうした中、大きな課題の一つであります「焼却処理施設の1施設体制化」については、令和5年度末に伊勢原清掃工場90トン焼却施設の稼働を停止し、はだのクリーンセンター1施設での処理体制へ移行することが決定しております。本組合におけるごみ処理体制の大きな変革となりますので、ごみの焼却対象量が、はだのクリーンセンターの年間処理能力上限量である5万6,000トン以下となるよう、両市とともに精力的な取組を継続してまいります。

また、同じく課題となっております「不燃・粗大ごみ処理施設の再整備」については、引き続き、伊勢原市が主体となって取り組む候補地の選定に合わせて整備計画の具体化を進め、施設の更新を通して、将来にわたる安定的なごみ処理体制を確保できるよう、鋭意努めてまいります。

ただいま申し上げました諸課題の解決を含め、本組合が責務とする、ごみの中間処理から最終処分までと葬祭施設の各分野において、引き続き、両市と緊密に連携を図りながら、効率的かつ効果的な事業運営を継続してまいります。

議員並びに秦野・伊勢原両市民の皆様には、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本組合の業務の状況及び令和5年度の主な施策について説明いたします。

まず、秦野斎場の運営についてです。

秦野斎場は、指定管理者による運営を開始してから本年4月1日で3年目を迎えます。引き続き、来場者に安心して御利用いただけるよう、本組合と指定管理者の連携を深めつつ、適正な管理運営に努めてまいります。

また、高齢化の進展とともに火葬件数が増加傾向にあるため、現在7炉で稼働している火葬炉の増設時期について、火葬需要の推移を注視しながら見極めてまいります。

さらに、こうした将来的な火葬炉の増設等に際して生じる財政負担の軽減を図るため、引き続き、火葬残骨灰売渡料を原資とする施設整備基金の計画的な運用を行ってまいります。

次に、ごみの減量、資源化についてでございます。

令和4年度に搬入された可燃ごみについて、本年2月末時点での実績は、令和3年度の同時期に比べ、マイナス1.6%、量にして812トンの減少となっております。

また、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入状況については、同じく本年2月末時点での実績では、令和3年度の同時期に比べ、マイナス15.6%、量にして494トン減少しております。

特に可燃ごみの搬入量に関しては、両市の減量施策などに加え、コロナ禍における事業活動の低迷等により事業系ごみが減少しておりましたが、令和4年度から事業活動も回復の兆しを見せ、搬入量が増加傾向に転じております。

一方、家庭ごみについては、コロナ禍による一時的な搬入量の増加も落ち着き、さらに分別意識の高まりなども相まって、減少傾向にあります。

そのため、ごみ搬入量全体としては令和3年度よりも減少しておりますが、本組合といたしましても、施設見学や自主事業などの多様な機会を捉え、さらなるごみの減量・資源化に向け、一層の啓発に努めてまいります。

次に、はだのクリーンセンターについては、現在の長期包括運營業務委託が、本年4月1日で8年目を迎えます。引き続き、焼却処理の安全性・安定性を確保しつつ、効率的かつ計画的な、施設の管理運営に取り組んでまいります。

また、ごみの焼却処理に際して発生する余熱については、効率的な燃焼管理を行うことで、発電量が最大限になるよう努め、売電収入の安定確保を図ってまいります。

さらに、はだのクリーンセンターで発生する焼却灰については、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立てが終了した後の令和6年度以降、全てを圏域外の民間施設で処理処分することになります。そのため、今後も搬出先の確保に努めるとともに、施設の所在自治体等との必要な協議・調整を図ってまいります。

次に、伊勢原清掃工場については、昭和60年の竣工以来、長きにわたり両市の可燃ごみを処理してきました90トン焼却施設が、令和5年度末に稼働を停止することから、給排水設備の更新など、必要な取組を遅滞なく進めてまいります。

また、粗大ごみ処理施設では、防火体制の強化に向け、新たに消火設備を導入します。これにより、処理施設の安定性、作業環境の安全性が高まるなど、計画的かつ効率的な管理運営に取り組んでまいります。

栗原一般廃棄物最終処分場については、令和5年度末をもって、焼却灰の埋立てが完了いたします。引き続き、伊勢原市が地元自治会とともに検討を進めている将来的な跡地利用を踏まえた、適正な埋立て処分と浸出水の処理に取り組んでまいります。

なお、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び栗原一般廃棄物最終処分場では、定期的な環境測定を行っておりますが、前年度同様、全ての項目で、法令に定める基準値を下回る結果を得ております。引き続き、維持管理に万全を期し、地域環境の安全確保に努めます。

以上、令和5年度における組合事業の概要について述べましたが、新年度の予算編成に当たっては、

秦野市及び伊勢原市からの分担金が歳入の約64%を占めることから、依然として厳しい両市の財政状況を踏まえ、事業の内容や優先度等を精査し、限られた財源の中で最大の成果を上げることができるよう努めたものであります。

引き続き、本定例会に提出した諸案件について説明いたします。

提出いたしました案件は、令和5年度予算案、令和4年度補正予算案についての、合わせて2件です。

初めに、「議案第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」です。

予算総額は、28億8,800万円で、前年度に比べ9,100万円、3.05%の減となっています。

それでは、主な歳入予算の内容について説明いたします。

まず、分担金及び負担金は、前年度に比べ7.19%減の18億3,797万1,000円となります。

その内訳は、秦野市分が11億1,879万円、伊勢原市分が7億1,918万1,000円で、前年度に比べ、秦野市分が8,671万6,000円、伊勢原市分が5,569万1,000円、それぞれ減額となっています。

次に、使用料及び手数料でございますが、斎場使用料は、前年度に比べ18.28%増の6,864万4,000円、ごみ処理手数料は、前年度に比べ9.91%減の2億8,353万1,000円、全体では5.52%減の3億5,217万5,000円となります。

次に、繰入金ですが、前年度に比べ5.30%増の3億2,700万円となり、その内訳は、施設整備基金繰入金が1,000万円、減債基金繰入金が3億1,700万円となります。

最後に、諸収入は、前年度に比べ11.48%増の2億9,732万円となり、その内訳には、クリーンセンター売電収入の2億4,400万円、資源化物売却収入の3,560万3,000円、火葬残骨灰売渡料の1,611万2,000円などが含まれています。

引き続き、主な歳出予算の内容について、説明いたします。

まず、議会費335万1,000円の主なものは人件費で、総務費3億7,679万4,000円の主なものは、人件費と、両市へ支払う事務経費等の負担金及び基金の積立金でございます。

次に、衛生費は、前年度に比べ6.52%減の18億1,300万9,000円で、その内訳は、斎場費1億3,176万3,000円、清掃総務費1億6,967万5,000円、工場費6億7,950万5,000円、クリーンセンター費8億3,206万6,000円となります。

このうち斎場費では、秦野斎場の指定管理料に係る委託料として、9,687万4,000円を計上しています。

また、清掃総務費の主なものは、人件費となります。

工場費では、施設の修繕や運転管理に必要な薬品等の消耗品など、需用費として2億8,588万1,000円、施設の維持管理や保全業務、不燃物残渣や焼却灰等の最終処分などに係る委託料として2億8,846万

8,000円を計上いたしました。

なお、伊勢原清掃工場においては、90トン焼却施設の稼働停止に伴う給排水設備の更新や、粗大ごみ処理施設における消火設備の設置等を行うことから、同じく工場費に工事請負費として8,090万7,000円を計上いたしました。

最後に、クリーンセンター費では、はだのクリーンセンターの長期包括運營業務や、焼却灰の運搬資源化処理業務などの委託料として、8億1,723万3,000円を計上しています。

歳入歳出予算の詳細は、予算に関する説明書及び予算資料をお配りしておりますので、細部についての説明は省略いたします。

次に、「議案第2号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第2号）を定めることについて」を説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ6,674万2,000円を追加するものです。

補正する歳出予算の内容ですが、施設整備基金積立金と減債基金積立金について、積立て財源である火葬残骨灰売渡料と、はだのクリーンセンターの売電収入が好調に推移してきたことから、当初予算を上回る積立てを行うため、6,674万2,000円を追加するものです。

その財源については、歳入予算の諸収入に計上しております、クリーンセンター売電収入及び火葬残骨灰売渡料により、収支の均衡を図りました。

これにより、令和4年度本組合会計の歳入歳出予算の総額は、30億8,887万9,000円となります。

以上で、本定例会に提出した案件の説明を終わります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○阿蘇佳一議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

---

## 日程第2 議案第1号 令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて

○阿蘇佳一議長 まず、日程第2 「議案第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

中山真由美議員。

〔中山真由美議員登壇〕

○6番中山真由美議員 伊勢原市選出の中山です。ただいま阿蘇議長から発言の許可をいただきまし

たので、「議案第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」、質疑いたします。

予算資料に基づき、令和4年度に比べ増額が目立つ箇所に着目いたしますと、まず、1ページの歳入予算では、県支出金が対前年度2,488万4,000円、率にして288.18%の大幅な増額になっております。また、歳出予算におきましては、予算資料3ページ、性質別経費比較表によると、普通建設事業費が8,364万4,000円の皆増となっております。

これらの増額は、伊勢原清掃工場において90トン焼却施設が稼働停止することなどを見据え、神奈川県からの補助を受けつつ、様々な施設整備に取り組むことが影響していると理解しています。

そこで、令和5年度に伊勢原清掃工場を進めていく、県支出金の補助対象となる取組の内容と、その予算額及び補助金額の内訳を伺います。

なお、二次質問以降につきましては、質問者席にて行います。

[中山真由美議員降壇]

○阿蘇佳一議長 工場長。

○小菅賢一工場長 中山議員の質疑にお答えします。

御質問は、令和5年度に神奈川県からの補助を受けて伊勢原清掃工場で実施する取組の内容と、その予算額及び補助金額の内訳についてでございます。

初めに、今回活用する取組につきましては、歳入予算の款3県支出金として、補助率2分の1相当の神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を計上しております。伊勢原清掃工場では、同補助金の対象事業として、令和5年度に3点の取組を進めてまいります。

まず1点目の取組は、排水処理方法の変更となります。こちらは、令和5年度末に90トン焼却施設が稼働停止することに伴い、令和6年度以降も稼働を続ける粗大ごみ処理施設のごみピット汚水及び管理事務所などの生活排水の処理方法を切り替えるものです。現在は、全ての排水を90トン焼却施設の焼却炉内で噴霧する処理方法としていますが、稼働停止後は、この処理ができなくなります。

そのため、ごみピット汚水は、はだのクリーンセンターへ車両運搬し、焼却炉へ噴霧して処理します。一方、生活排水は、令和5年度において工場敷地内に新設する合併処理浄化槽で適正に処理した後、河川へ放流することとしました。

この取組の予算措置としては、まず、新たな排水処理方法の検討に関して専門的な知識や経験を有する事業者からの支援を受けるための委託業務に対し、予算額250万8,000円のうち125万4,000円の補助を見込んでいます。なお、同委託業務は、令和3年度から3か年の継続費設定で適切な処理方法の検討や、環境アセスメントを進めてまいりました。最終年度となる令和5年度は、粗大ごみ処理施設設置届の変更など、県との協議や手続を進めてまいります。

また、生活排水の処理に係る合併処理浄化槽を新設するための工事については、予算額1,394万

8,000円のうち、697万4,000円の補助を見込んでおります。

次に、2点目の取組は、同じく90トン焼却施設の稼働停止に伴い実施する給水設備の更新となります。工場では、現在、県営水道を焼却炉の冷却水と生活用水に利用していますが、稼働停止後は生活用水のみとなり、水道の使用量が大幅に減少いたします。そのため、現状の受水槽では、その規模が過大になりますので、水道水の滞留時間が延び、雑菌が繁殖しやすい状況となります。

こうした衛生上の観点から、受水槽の規模を更新するための工事を行う必要が生じました。この工事に対し、予算額2,885万3,000円のうち1,110万6,000円の補助を見込んでいます。

また、同工事の施工監理業務委託に対し、予算額222万2,000円のうち111万1,000円の補助を見込んでおります。

最後に、3点目の取組は、粗大ごみ処理施設における消火設備の設置となります。こちらは、粗大ごみ処理施設の防火体制を強化するため、消火設備を新設するものです。令和5年度から6年度までの2か年継続費設定で、総額5,951万円の工事を進め、財源のうち1,493万8,000円の補助を見込んでおります。

なお、令和5年度分につきましては、継続費の年割額3,570万6,000円に対し、1,196万3,000円の補助を見込んでおります。

以上となります。

○阿蘇佳一議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、二次質問をいたします。

令和5年度予算においては、伊勢原清掃工場で様々な取組を実施することに伴い、普通建設事業費が増加し、これに対する補助金を計上された県支出金も前年度に比べて大幅に増額したことは理解しました。90トン焼却施設の稼働停止年度ということもあり、多くの取組を実施しなくてはならないため、職員の負担も増加すると推察いたします。

しかしながら、いずれも今後の伊勢原清掃工場を安全に、かつ安定的に稼働させていく上で必須の取組であることから、組合一丸となって慎重に、また確実に進めていただきたいと思います。

さて、こうした取組のうち、粗大ごみ処理施設における消火設備の設置においては、令和5年度から6年度までの2か年継続費設定で総額約6,000万円の工事を行うとのことでした。本組合の中では規模が大きく、特に重要な事業だと感じますので、詳しくお伺いしたいと思います。

そこで、この消火設備設置工事により導入される消火設備の仕組みと効果はどのようなものなのでしょうか。また、消火設備の重要性は当然認識していますが、現在、粗大ごみ処理施設の再整備に向けた取組を進められている中で、なぜこの時期に多額の経費をかけて新たな消火設備を導入することになったのか、その必要性を伺います。

○阿蘇佳一議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

まず、粗大ごみ処理施設に新設する消火設備の仕組みと効果についてとなります。初めに、現状の消火設備について申し上げますと、施設内の主要箇所に火災警報器を設置していますが、自動的に消火する装置は存在しません。そのため、火災が発生した場合、消防隊到着までの間、施設を管理する業務の受託者、また本組合の職員が現場に急行し、消火器または消火栓を用いて初期対応を行うこととなります。

一方、新たに設置する消火設備は、現在の火災警報器と連動させ、警報器が熱や炎を感知した際に自動でノズルから水が噴水する、いわばスプリンクラーに近い仕組みとなります。そのため、現状に比べ、迅速な初期対応が可能となり、被害を最小限に抑えることができるという効果がございます。

次に、消火設備の必要性についてお答えします。御質問のとおり、粗大ごみ処理施設は、再整備に向けた取組を進めているところですが、計画の具体化と建設までに要する期間を考慮すると、現状の施設を今後10年以上稼働していくことが必要と見込んでいます。そのため、本組合としましては、当面の間、現行の施設の安全性を確保する必要がございます。

こうした中、昨今、衝撃が加わると発火のおそれのあるリチウムイオン電池等の小型充電式電池、こちらを内蔵した電気製品の普及に伴い、処理施設における火災が全国で増加していると、新聞等でも報じられています。火災の発生により、施設に大きな損傷が生じた場合、長期間にわたって稼働を停止する事態となってしまう、ごみ処理が継続できなくなります。

本組合では、処理を行う上で発火の危険性が高い小型充電式電池の適正な分別を呼びかけておりますが、完全に防止することは困難な状況です。実際に、粗大ごみ処理施設において平成29年度と令和2年度に人的・物的被害は生じなかったものの、伊勢原市の消防隊が出動する事態も起こっています。

そこで、先ほど申し上げました消火設備の現状と設置効果を踏まえ、粗大ごみ処理施設における防火体制の強化が急務と判断し、新たな消火設備の導入に必要な予算を計上したものです。

以上となります。

○阿蘇佳一議長 中山真由美議員。

○6番中山真由美議員 それでは、三次質問をいたします。

消火設備の仕組みと効果、必要性については理解いたしました。小型充電式電池を原因とする発火事案が増加しているとのことですので、施設の周辺地域にお住まいの皆様も不安に感じている面があると考えます。日頃施設運営に深い御理解をいただいている方々の不安解消を図ることも念頭に置き、安心、安全な稼働を継続させるため、防火体制の強化には重点的に取り組んでいただきたいと思います。

また、火災発生の根本的な原因は、危険性の高い小型充電式電池が誤って不燃、粗大ごみに混入されてしまうことにあります。既に取り組まれているとのことでしたが、こうした危険物の混入防止に

向け、適正分別の徹底を両市ともに一層強く呼びかけていただくようお願いします。

そこで、最後の質問となりますが、一次質問で御答弁いただいた令和5年度に伊勢原清掃工場で実施する3点の取組について、それぞれどのようなスケジュールで実施されるのか伺います。

○阿蘇佳一議長 工場長。

○小菅賢一工場長 再度の御質問にお答えします。

御質問は、令和5年度に伊勢原清掃工場で実施する3点の取組に係るスケジュールについてでございます。

まず、1点目の排水処理方法の変更については、排水処理設備更新工事に当たり、神奈川県との施設の変更に係る協議等を経て、令和5年7月頃までに工事契約を締結したいと考えます。その後、合併処理浄化槽や水中ポンプなどの準備を行い、90トン焼却施設が稼働を停止する令和6年3月、既存の単独浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を新設するほか、電気・配管の切替工事等を実施して完成となります。

次に、2点目、給水設備の更新につきましては、操作盤をはじめとした機器部品の納品までに時間を要すると見込んでいるため、令和5年度当初速やかに工事の契約締結をしたいと考えます。その後、11月頃には、新たな受水槽や操作盤等の設置に着手し、令和6年3月に電気・配管の切替工事等を実施して完成となります。

ただいま申し上げました排水処理方法の変更と給水設備の更新に際しては、神奈川県に対する設置届等が必要となることから、契約事業者と連携し、適宜こちらも進めてまいります。

最後に、3点目、粗大ごみ処理施設における消火設備の設置についても、令和5年当初に工事契約を締結し、詳細設計を経て、速やかに機器部品の準備に移行します。令和5年度の秋以降からは、適宜、配管工事などを進めてまいります。世界的な半導体不足の影響により、電子制御部品の納品までに長期間を要することを見込んでいるため、全体の完成は年度をまたいだ令和6年度の秋頃を予定しております。

なお、この消火設備設置工事では、粗大ごみ処理施設の稼働に影響が生じないように、ごみの搬入が少ない月末や土曜日、日曜日を中心に作業をする予定となっております。

以上となります。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

〔中村英仁議員登壇〕

○2番中村英仁議員 秦野市選出の中村です。では、通告に従いまして「議案第1号・令和5年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算を定めることについて」質疑させていただきます。

令和5年度組合会計予算は、歳入歳出予算総額が28億8,800万円となり、歳入予算の約64%を両市からの分担金が占めております。この分担金額について、予算資料6ページに記載されている事業別内

訳を前年度と比較しますと、斎場経費が2,274万5,000円の減、じん芥処理経費が1億1,966万2,000円の減、両市の協定に基づく分担金が同額となっております。

そこで、分担金額の主な減額要因について、事業別に説明をお願いいたします。

また、両市の協定に基づく分担金、こちらは展開検査業務費と記載されておりますけれども、この業務の内容についても併せてお願いいたします。

〔中村英仁議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 中村議員の質疑にお答えいたします。

初めに、総務課から分担金額の主な減額要因を事業別に説明いたします。

質疑のとおり、歳入予算の款1分担金及び負担金に計上しました両市からの分担金は、前年度に比べ、斎場経費分とじん芥処理経費分がいずれも減となったことから、合計で1億4,240万7,000円の減額となっております。

まず、斎場経費分についてですが、この分担金の対象となる歳出予算は、秦野斎場の指定管理料や修繕料を計上した斎場費のほか、公債費に含まれる増築改修事業の際に借り入れた組合債の償還金などが該当いたします。このうち公債費は、前年度と同水準ですが、斎場費は、火葬炉で使用する白灯油の燃料費や経常的な修繕料が増額し、約1,552万円の増額となっております。

しかしながら、斎場経費に対して充当する財源も増額したことから、斎場経費に係る分担金は減額になったものです。増額した主な充当財源を挙げますと、斎場使用料が約1,061万円の増、修繕料に充当する施設整備基金繰入金が1,000万円の増、償還金に充当する減債基金繰入金の斎場経費分が1,540万円の増となっております。

次に、じん芥処理経費分についてとなりますが、この分担金の対象となる歳出予算は、工場費及びクリーンセンター費のほか、公債費に含まれるはだのクリーンセンター建設時に借り入れた組合債の償還金などが該当いたします。このうち工場費は、令和5年度末に90トン焼却施設が稼働停止することに伴い、同施設の修繕料を抑えられたものの、給排水設備の更新などに係る工事請負費等の増額により、約2,830万円の増額となっております。

一方、クリーンセンター費は、はだのクリーンセンターの長期包括運營業務委託料が大幅に減額したことにより、約1億1,824万円の減額となりました。

また、主な充当財源については、ごみ処理手数料が近年の実績等に基づき約3,119万円の減となりましたが、償還金に充当する減債基金繰入金のじん芥処理経費分が約3,910万円の増、給排水設備の更新工事など諸事業に対する神奈川県からの補助金が約2,488万円の増となり、差引きでは増額しております。

このように、じん芥処理経費に係る分担金については、歳出予算の減額と充当財源の増額が影響し、

減額となったものであります。

以上です。

○阿蘇佳一議長 施設課長。

○小島正之施設課長 続きまして、施設課からは、両市との協定に基づく分担金により実施する、展開検査業務の内容について御説明いたします。

はだのクリーンセンターに搬入される事業系の可燃ごみは、これまで両市及び本組合の職員により、三者合同で内容物の展開検査を実施してまいりました。検査の主な目的は、適正分別の徹底や搬入不適切物の持込み防止、事業者における規範意識の向上を図るものです。

令和5年度においては、こうした展開検査を民間事業者へ委託することで、実施回数及び対象の検体数を増やすなど、検査体制を強化してまいります。この取組により、事業者への啓発効果をより高めるとともに、得られたデータを両市が分別指導する際などに活用してまいりたいと考えているものです。

なお、同業務は、神奈川県から補助率2分の1の補助金を受けられることから、両市との協定に基づく分担金は、委託料の50%相当を計上しております。令和2年度以降、毎年計上しておりますが、展開検査では様々な事業者から排出されたごみを調べるため、作業従事者が新型感染症に感染するリスクが高いと判断し、これまで実施を見合わせておりました。

現在、感染状況によりやく落ち着きが見られたことから、令和5年度の実施に向け、調整を進めているところです。

以上です。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 それぞれ御答弁いただきました。

分担金の減額理由について、斎場経費では充当財源の増額が、またじん芥処理経費では、歳出予算の減額、及び充当財源の増額が大きく影響したことという事は理解させていただきました。

それで、今の御答弁によりますと、斎場経費の充当財源として、施設整備基金繰入金を1,000万円繰入れし、秦野斎場における修繕料に充てるとのことでしたけれども、基金の取崩しは、当然、財政負担の軽減につながってまいりますけれども、計画的な運用を行っていかねばならないため、その効果を十分に発揮することができません。そこで、こうした施設整備基金を繰入れする上での考えを、お伺いいたします。

○阿蘇佳一議長 総務課長。

○飯沼真弓総務課長 再度の質疑にお答えします。

内容は、施設整備基金を繰入れする上での考え方についてです。

同基金は、現在、秦野斎場で火葬後に残る有価金属を含んだ細かな焼骨や灰を、丁重に供養するこ

となどの条件を付し、処理事業者へ売り渡すことで得ている、火葬残骨灰売渡料のみが積立財源となっております。この収入を原資とした積立金は、従来から遺族感情に関わる繊細な性質の財源であることを考慮し、用途を明確化するため、秦野斎場の将来的な火葬炉設備の増設や大規模修繕等に充当する方針としております。

こうした方針に基づき、令和5年度から19年度までの15年間における秦野斎場の修繕整備計画を踏まえ、繰入れ対象とする施設整備の優先度等に係る内部的な基準を定めたところです。

説明いたしますと、繰入れ対象の優先度としては、本組合の資産形成に資する施設整備、いわゆる普通建設事業費を最優先としております。

しかしながら、秦野斎場は、増築改修事業の完了からまだ日が浅いこともあり、現状で将来的に発生が見込まれる普通建設事業は、火葬需要の高まりに応じた火葬炉の増設しか予定はございません。

この事業に対する繰入金は、十分に確保できる見通しであることから、普通建築事業に限定した繰入れでは、基金残高は増えるものの、分担金負担の平準化と軽減を目的とする効率的な活用とは言えません。そのため、基金残高の推移を踏まえ、多額の経常的な維持補修費を要する年度、具体的には斎場費の修繕料が1,000万円を超える年度においても、繰入れしていくことが財政運営上の効果が高いと判断したものです。

令和5年度は、斎場費の需用費として計上した約3,473万円のうち、1,155万円が修繕料となりますので、ただいま申しあげました基準に従い、施設整備基金繰入金として1,000万円を予算計上いたしました。

なお、繰入額は、予算編成時点における基金残高の推計や、秦野市及び伊勢原市の財政状況を踏まえ、両市と協議した上で決めたものでございます。

以上になります。

○阿蘇佳一議長 中村英仁議員。

○2番中村英仁議員 施設整備基金を繰入れする上でのお考えというのは十分理解することができました。ありがとうございます。

現在の運用では、秦野斎場における施設整備に要する経費にのみ充当するとのことですが、本組合では、ごみ処理施設においても大規模修繕や将来的な施設の更新が想定されております。

そのために、さらなる分担金負担の平準化、あるいは軽減を図るべく、組合事業全体に関わる今後の財政負担を十分に考慮し、基金の効率的な運用を図っていただきたいと思っております。

最後に、じん芥処理経費についてお伺いいたします。先ほど御答弁によりますと、歳出予算のクリーンセンター費に計上した長期包括運營業務委託料の減額が分担金額の減額に大きく影響したとのことでしたが、そこで長期包括運營業務委託料の主な減額要因について、御説明をお願いいたします。

○阿蘇佳一議長 施設課長。

○小島正之施設課長 再度の質疑にお答えいたします。

内容は、はだのクリーンセンターにおける長期包括運營業務委託料の主な減額要因についてであります。

発電設備を有するはだのクリーンセンターでは、電気事業法に基づき、2年ごとにボイラー設備の安全管理審査を実施しています。こうした法定検査を実施する年度においては、審査基準を満たすために様々な機器の点検や分解整備を行う必要がございますので、多額の維持補修費がかかります。

令和4年度は、この実施年度に該当していたことから、維持補修費をはじめ施設の運營業務全般に関わる経費の大半を一括して支払っている同委託料が増額をしておりました。一方、令和5年度は、自主検査のみを行うこととなり、修繕項目も令和4年度に比べると少ないため、相対的に減額となったものでございます。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第2号 令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算 (第2号)を定めることについて

○阿蘇佳一議長 次に、日程第3 「議案第2号・令和4年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第2号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○阿蘇佳一議長 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿蘇佳一議長 賛成全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 一般質問

○阿蘇佳一議長 次に、日程第4 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い順次質問を行います。

相馬欣行議員。

〔相馬欣行議員登壇〕

○7番相馬欣行議員 伊勢原市選出の相馬です。ただいま議長に質問の機会をいただきましたので、事前に通告しました栗原一般廃棄物最終処分場の埋立て終了と今後の圏外搬出施策について一般質問いたしますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

混ぜればごみ、分ければ資源の発想で分別回収を進めてきましたが、さらなる減量を目指し、剪定枝、草木類まで分別回収を拡大しています。これまで秦野市伊勢原市環境衛生組合が管理してきた栗原一般廃棄物最終処分場が灰の埋立て期間が終了し、次に施策展開へ進むこととなります。この変化が本組合にどのような影響をもたらすのか、随時確認をさせていただきます。

1点目に、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立て状況について。栗原一般廃棄物最終処分場は、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場から排出されます焼却灰を適正に埋立て管理する一般廃棄物最終処分場として、地元の理解と御協力をいただき、平成5年に稼働し、30年経過する令和5年度で役目を終了することとなります。これまで灰の飛散防止や雨水の水質調査、管理など適正に管理いただいたものと受け止めています。

そこで、現在の埋立て状況と今後の埋立て計画について伺います。また、同最終処分場は、埋立て終了後も周辺環境保全の観点から適正に維持管理を行い、安全、安心な施設としてあり続けることが求められることから、今後の対応策について見解を伺います。

2点目に、圏外搬出施策の状況と今後について。令和6年度以降に発生する焼却灰については、全量圏外に搬出すると伺っていますが、現在、はだのクリーンセンターで実施している圏外搬出施策と比較し、どのような変化があるのか、見解を伺います。

以上、壇上からの質問とし、二次質問以降は質問者席にて行います。

[相馬欣行議員降壇]

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 相馬議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立て状況について御説明いたします。

まず、現状についてですが、全体容量17万5,000立方メートルに対し、令和4年度末時点では、約15万8,000立方メートルまで埋立てが進み、率にして90%程度の埋立て量になると見込んでいます。また、焼却灰の埋立てが終了する令和5年度においては、約3,000立方メートルを埋立てし、年度末時点で約16万1,000立方メートル、92%程度の埋立て量になると見込んでいます。

なお、令和6年度においては、土砂による最終覆土を実施し、処分場の整地を行います。将来的な跡地利用を見据え、平らな面を約2,000平方メートル確保した形状とするため、全体容量を数%程度下回る状態で全ての埋立てを完了する計画としています。

次に、埋立て終了後も安全・安心な施設であり続けるための対応策についてですが、同最終処分場の浸出水が河川放流の基準を満たす水質に安定化するまでの間は、本組合による浸出水の処理等を継続することになります。

そのため、浸出水については、維持管理業務の受託者が今後も薬剤による適正処理を図りつつ、週1回以上実施する自主検査、及び専門の分析業者が月1回実施する定期検査により、水質の管理を徹底してまいります。さらに、これまでの処分場運営を通して得られた知見を生かし、予防保全の視点に基づき適切な点検・修繕整備を実施することで、良好な周辺環境の保全を図ってまいります。

続きまして、焼却灰を圏域外へ搬出する施策の現状と今後について御説明いたします。

はだのクリーンセンターで発生した焼却灰については、現在、約3,400トン圏域外へ搬出しており、このうち約3,300トン資源化処理し、残り約100トン埋立処分しています。

伊勢原清掃工場の90トン焼却施設が稼働を停止し、栗原一般廃棄物最終処分場で焼却灰の埋立を終了した後の令和6年度以降は、全量を圏域外へ搬出することになります。これに伴い、資源化処理については、現在と同じ全国6か所の施設において、約2,100トン増の5,400トン程度を処理することになり、資源化率も約55%から90%程度にまで上昇する見込みです。

また、埋立て処分については、現在、少量を試験的に搬出している2か所を含めた全国3か所の施設において、約600トン増の700トン程度を処分することになります。

こうした焼却灰の全量を圏域外へ搬出する施策の実施に当たっては、大規模災害の発生時などを想定したリスク分散の観点から、全国に複数の搬出先を確保しておく重要性がこれまで以上に高まってまいります。

そのため、今後も搬出先の施設や、その所在自治体と必要な協議・調整を重ねていくことで、安定的な最終処分体制を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 御答弁ありがとうございました。栗原一般廃棄物最終処分場においては、今後も引き続き適切な維持管理に努めていただくことを切に願うものです。

また、圏外搬出施策の現状と今後については理解をしましたが、今回の全量圏外搬出という施策転換に伴い、本組合が負担する最終処分経費も大きく変化することが想像できます。

そこで、現状と比較し、最終処分経費がどのようになると見込んでいるのか伺います。

併せて、現在、はだのクリーンセンター1施設体制化に向けて円滑な移行を目指すため、ごみ減量を進めていますが、減量による焼却灰の量と、その処分経費にどのような影響を及ぼすのかについても伺います。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

初めに、令和6年度以降における最終処分経費の見込みについて御説明いたします。

本組合の最終処分経費としては、主に圏域外での処理処分に係る経費と、栗原一般廃棄物最終処分場の維持管理等に係る経費が挙げられます。

まず、圏域外での処理処分に係る経費は、現在、搬出先への運搬費用を含め年間1億7,000万円程度の委託料が発生しております。この委託単価は、処理工程が複雑な資源化処理のほうが埋立処分に比べ高くなり、また運搬距離にも左右されますが、平均すると1トン当たり5万円程度になります。

令和6年度以降においては、焼却灰の発生量が年間6,100トン程度となりますので、ただいま申し上げた委託単価を乗じて試算すると、年間3億円程度まで上昇するものと見込んでおります。

次に、栗原一般廃棄物最終処分場の維持管理等に係る経費は、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場で発生した焼却灰の運搬経費や、伊勢原市へ支払う処分場用地の借地料などを含め、現在、年間1億2,000万円程度となっています。

同処分場の埋立終了後も、引き続き、浸出水の適正処理を行うための経費が必要となりますので、大幅な削減は難しく、年間約7,000万円程度はかかるものと見込んでおります。

したがって、これらの経費を合わせますと、令和6年度以降の最終処分経費は、少なくとも3億7,000万円程度を要すると推計しています。

続きまして、ごみ減量による処分経費への影響について御説明いたします。

はだのクリーンセンターで可燃ごみを焼却処理すると、総量に対し1割程度の焼却灰が発生するため、ごみの減量に応じて処分経費も下がりますが、埋立処分に比べ資源化処理の委託単価のほうが高いことから、その割合によって削減額は異なってまいります。

参考に、先ほど申し上げた圏域外での処理処分に係る委託料の平均単価約5万円で試算いたします

と、可燃ごみを1,000トン減量した場合、焼却灰の発生量は100トン程度減りますので、処分経費としては500万円ほど削減できるものでございます。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。ごみの減量により焼却灰の発生量は減少し、処分経費も下がるとのことでしたが、埋立と資源化では単価が異なるため、その割合により削減額も変わってくるとの答弁でありました。SDGsの観点も踏まえた上で、今後、焼却灰の資源化を推進することは、世界、国内の流れから判断しても大変重要な取組であると認識しております。

しかし、秦野、伊勢原両市民のごみ処理に関する経費負担を軽減するためには、多額の最終処分経費を可能な限り抑えていくことも重要であると考えます。この相反する状況の中で、本組合としてどのように取り組んでいくのか、見解について伺います。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、最終処分経費を抑えていくための取組に対する見解についてでございます。

最終処分経費を削減するためには、資源化処理に比べ委託単価の低い圏域外の埋立処分場へ全量を搬出することが非常に効果的と言えます。しかしながら、御質問のとおり、SDGsの観点からも資源化のさらなる推進が求められており、また、全国的に最終処分場が限られていることから、埋立処分量は可能な限り減らしていかなくてはならないものと認識をしています。

そのため、最終処分経費の削減に向けては、焼却灰の発生量を減らしていくことが最も重要な取組となりますので、引き続き、両市と連携を深め、ごみ減量の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。最終処分経費の削減に向けた見解については理解をしました。

ごみ減量が重要な観点になるとの答弁でありましたが、当然、本組合のみでは対応することができず、秦野市、伊勢原の両市と連携を一層深めていかなくては目的を達成することはできません。

そこで、今後のごみ減量や資源化拡充への施策推進に向け、さらなる研究を推進するため、秦野、伊勢原市の両市と二市組合の三者が今以上に共同してプロジェクトチーム等を立ち上げ、取り組むことが必要と考えます。そのための仕組みはどのようなものがあるのかについて伺います。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、両市及び本組合の三者が共同して取り組むための仕組みについてでございます。

本組合では、三者で共通する課題等を両市とともに協議するための場として、秦野市・伊勢原市・秦野市伊勢原市環境衛生組合ごみ処理及び葬祭事務連絡協議会を定期的に開催しています。同協議会は、両市の環境部門を所管する部課長と本組合の課長級以上の職員で構成しており、過去には焼却灰の全量を圏域外へ搬出する施策や、可燃ごみ焼却処理の1施設体制化など、重要事項を検討してまいりました。

また、必要に応じて下部組織を設け、組織や役職の枠を超えて関係職員を集め、協議会で話し合う課題の事前調査や、施策の実現性等に係る研究を行うことも可能となっております。

今後のごみ減量や資源化施策の推進に当たっては、日頃の綿密な情報共有はもとより、こうした会議の場などを最大限活用し、三者の連携をより一層深めながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 相馬欣行議員。

○7番相馬欣行議員 ありがとうございます。今回の一般質問は、ごみを焼却する際に発生する灰を適正管理するために建設した栗原一般廃棄物最終処分場の埋立終了と今後の圏外搬出施策について質問させていただきました。最終処分場の管理も圏外搬出も大きな経費が伴う事業であることから、脱炭素社会の実現に向けて、さらなるごみの減量化や資源化に取り組む必要があるとともに、はだのクリーンセンターから出される焼却灰についても分析を進め、削減、資源化に取り組み、環境保全とごみ処理経費の削減に努めていただくことは必須と考えます。

ごみ行政に対する高めの目標設定は引き続き要求されてくることから、今後ますます難関な課題へチャレンジすることが求められます。秦野市、伊勢原市の両市と、二市組合の三者のさらなる連携により、地道ながらも高い成果に結びつけていただくことを要望し、一般質問を終了します。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で相馬欣行議員の一般質問を終わります。

野々山静香議員。

[野々山静香議員登壇]

○1番野々山静香議員 秦野市選出議員の野々山です。ただいま阿蘇議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、火葬需要の増加等を踏まえた秦野斎場の今後について一般質問をいたします。

先日、身内の葬儀があり、秦野斎場を利用させていただきました。増築改修後の施設は、従来の火葬場とは大きく印象が異なるものでした。まず、その外観は、丹沢、大山などの周囲の自然に溶け込むデザインになっていると感じました。建物内部についても、エントランスや待合室の天井ルーバー

に地元産の木材が使用されていたほか、廊下には秦野ブランドの組子細工の照明などが設置されており、木材の温かみを感じました。また、伊勢原の日向石を使った石庭も設置されていたため、地域との調和を大切にしていることが非常に感じられました。このように現状の秦野斎場は大切な方とお別れする場としてふさわしい施設になっていると思います。

しかし、昨今、高齢化の進展などに伴い、全国的に火葬需要が増加しており、また新型コロナウイルスの位置づけが5類へ移行するなど、火葬場を取り巻く様々な環境の変化が生じています。こうした変化に対応していくことが秦野斎場における大きな課題とも言えますので、今回の一般質問を通告させていただきました。

そこで、まずは現状を把握するため、1日当たりの最大火葬件数と時間設定についてお伺いします。二次質問以降については、質問者席で行います。

〔野々山静香議員降壇〕

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 野々山議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、秦野斎場における1日当たりの最大火葬件数と時間設定についてでございます。

7炉の火葬炉を備えた秦野斎場では、火葬の予約受付時間を午前9時30分から午後3時30分までの中で1時間置きに設定し、合計で1日当たり最大16件の火葬を行っています。

なお、予約枠16件のうち、比較的利用希望が多い正午前後の7件については、秦野、伊勢原両市民の火葬を優先する市内優先枠として確保し、火葬日の2日前までは両市民の方のみ予約ができるようにしております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 野々山静香議員。

○1番野々山静香議員 御答弁ありがとうございました。1日に最大16件も火葬できること、またその中で市内優先枠があり、市民にとって予約しやすいシステムとなっていることは理解しました。

次に、先日、秦野斎場の使用状況に関する資料を頂きました。令和4年度が過去最大の火葬件数となっていることが資料から読み取れました。そこで、今年度と前年度の使用実績や伸び率について、また過去3年における稼働状況についても併せてお伺いします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

初めに、秦野斎場の本年度と前年度の使用実績、及びその伸び率についてお答えいたします。

本年度2月までの火葬件数は、前年度の同時期に比べ378件増の3,191件で、13.4%の伸び率となっています。

また、このうち市内の火葬件数は、279件増の2,656件で、11.7%の伸び率となります。その内訳は、

秦野市が183件増の1,686件、伊勢原市が96件増の970件です。

なお、市外の火葬件数は99件増の535件となっており、伸び率は22.7%と、市内に比べ高くなっている状況にあります。

このような火葬件数の増加については、高齢化の進展に伴い、火葬需要が年々高まっていることが要因であると考えております。

次に、過去3年間における火葬炉の稼働状況についてお答えいたします。

現在、秦野斎場の稼働日は、正月三が日と友引を除いた日としており、先ほども申し上げましたが、1日当たりの最大火葬件数は16件となります。そこで、稼働状況について、実際の火葬件数を、全ての稼働日における最大火葬件数の合計で除して求められる、稼働率に基づき御説明いたします。過去3か年の実績を年平均にいたしますと、令和元年度が56.1%、令和2年度が65.2%、令和3年度が64.7%となります。

なお、令和4年度は2月までの時点で72.52%となっていますので、稼働率は年々上昇傾向にあると言えますが、現状の火葬需要に対してはまだ幾分の余裕を持ちつつ稼働できているものと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 野々山静香議員。

○1番野々山静香議員 御答弁ありがとうございました。近年における火葬件数が増加傾向にあるということ、また稼働率の観点からはまだ余裕を持って稼働できていることについては理解しました。

しかし、一部メディアが配信した記事によると、火葬需要の高まりを背景に火葬待ちの時間が長くなっている自治体もあるようです。そこで、秦野斎場ではこうした利用者からの声は上がっていないのか、お伺いします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

火葬需要の高まりに伴い、秦野斎場の予約がなかなかできないという利用者からの声は上がっていないのか、との御質問であります。

例年、冬場の時期は、亡くなられる方が多くなる傾向にあり、特に1月は正月三が日など休場日が多いため、一年を通して最も秦野斎場の稼働率が高くなります。

指定管理者からの聞き取りによると、こうした冬場であっても、秦野斎場の予約がなかなかできなかったという利用者からの御意見は、現在のところないようであります。

しかしながら、住職などの手配がつかず、告別式等の葬儀日程が遅くなり、結果として火葬まで時間を要してしまったという事例はあるようでございます。

なお、今年度は前年度に比べ特に使用件数の伸びが大きかったことから、冬場におけるさらなる火

葬件数の増加に備え、市内優先枠を2件増やして9件とし、両市内の利用者が希望された日に可能な限り火葬ができるよう対応いたしました。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 野々山静香議員。

○1番野々山静香議員 御答弁ありがとうございました。火葬までの日数を要している場合はあるものの、それは火葬場の空き時間のないことが理由ではないことは理解しました。

秦野斎場においては、現在火葬炉7炉で、1日最大16件の火葬の対応をしている中で、施設には1炉分増設するためのスペースがあると伺っています。火葬需要が年々増加する中で、火葬炉の増設の時期について組合の考えはどのようなか、お伺いします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の質問にお答えをいたします。

御質問は、火葬炉を増設する時期の考え方についてです。

秦野斎場は、現在、7炉の火葬炉を備えた施設となっておりますが、増築改修事業の設計段階において、将来的な火葬需要の高まりが予測されていたことなどから、1炉分を増設するためのスペースを確保してあります。

現状では7炉体制で十分対応できていますので、直ちに増設する必要はないと考えていますが、今後、年間の火葬件数や稼働率の推移等を踏まえ、様々な観点から適切な増設の時期を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 野々山静香議員。

○1番野々山静香議員 御答弁ありがとうございました。増設に関しては早急に対応する時期ではないものの、火葬件数や稼働率など様々な視点からその時期を見極めるとのことですので、今後の使用状況をよく注視していただきたいと思っております。

最後に、秦野斎場における新型コロナウイルス感染症への対応について伺います。新型コロナウイルス感染症は、このたび政府において感染症法上の位置づけを本年5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針が決定されました。これに応じ、秦野斎場においても利用者へ求める感染症対策を見直すことになると思いますが、秦野斎場では利用者への対応はどのようにされていく方針であるのか、お伺いします。

○阿蘇佳一議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

御質問は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後における対応についてです。

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも国や県の対処方針に基づき、様々な対策を講じてまい

りました。こうした中、国内における感染状況の変化を踏まえ、本年1月と3月に火葬に関する国のガイドラインが改定されました。

これを受け、秦野斎場では、亡くなられた時点で新型コロナウイルスに罹患していた御遺体を包む納体袋を不要としたほか、マスクの着用を利用者個人で判断していただくよう、見直したところです。

今後も、基本的な感染対策を継続していく必要はあると思われませんが、従来と同様、国や県の対処方針やガイドライン等の改定状況を踏まえ、適宜対応を見直しつつ、最大限、御遺族に寄り添った施設運営に努めてまいります。

以上でございます。

○阿蘇佳一議長 野々山静香議員。

○1番野々山静香議員 御答弁ありがとうございました。

では、意見、要望に代えさせていただきます。人生の中で必ず大切な方とお別れという場面が来ます。その際、秦野斎場のような火葬場といった施設にはふだんは足を運ばないことから、利用される方にとって不慣れで不安な部分が多々あるのではないかと思います。冒頭で身内の葬儀のため秦野斎場を利用したことを述べましたが、私が訪れた際も斎場で従事されていた職員の方には本当に親切にさせていただきました。

現在の斎場運営は指定管理者となっておりますが、稼働から5年目を迎えている中で、清掃も大変行き届いており、職員の皆様もきめ細かい対応をしていただいたことに対して、この場をお借りして改めて感謝申し上げたいと思います。

秦野斎場は、秦野市及び伊勢原市民にとって社会生活上必要不可欠な施設であります。今後見込まれる火葬需要の高まりなどに対応しながらも、両市民にとって最期の別れを行う施設として、安全で安心な施設運営に努めていただきますよう要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○阿蘇佳一議長 以上で野々山静香議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

---

○阿蘇佳一議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和5年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 阿 蘇 佳 一

会議録署名議員 中 村 英 仁

会議録署名議員 福 森 真 司